

各都道府県知事 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行について

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 33 号。以下「改正省令」という。)が平成 31 年 3 月 26 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されますので、その運用に当たっては、下記に御留意の上、遺漏なきよう御配慮いただくとともに、貴職管下の公共職業能力開発施設等に本通知の内容を周知いただくようお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 92 条の規定により、公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業訓練法人(以下「公共職業能力開発施設等」という。)は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その行う職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練(以下「準ずる訓練」という。)を、個人事業主、家内労働者及び留学又は研修の在留資格をもって在留する者に対して行うことができることとされている。一方で、準ずる訓練の実施のための手続に関する規定は、職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。)に設けられておらず、その手続を明確にするため、所要の改正を行うものであること。

第 2 改正の内容

1 技能照査の実施について(規則第 79 条関係)

公共職業能力開発施設の長、職業能力開発総合大学校の長及び職業訓練法人は、法第 92 条に規定する職業訓練に準ずる訓練を受ける者に対して技能照査を行うことができること並びに当該技能照査に合格した者は技能士補と称することができることを明確にすること。また、技能照査の基準及び合格証書について定めた規則第 29 条及び第 29 条の 2 並びに技能照査の届出等について定めた規則第 35 条の 3 について、法第 92 条に規定する職業訓練に準ずる訓練を受ける者に対して技能照査を行う場合にも準用すること。

なお、規則第 65 条各項において、技能照査に合格した者(合格後、一定の実務経験が必要な場合を含む。)は技能検定試験の一部免除を受けることができることとされているところ、法第 92 条に規定する職業訓練に準ずる訓練を受ける者に対し

て行われる技能照査に合格した者に対しても、規則第 65 条各項に基づき、技能検
定試験の一部が当然に免除されること。

2 修了証書の交付等について（規則第 80 条関係）

準ずる訓練を受ける者が、職業訓練又は指導員訓練に係る訓練期間及び訓練時間
に従い、職業訓練又は指導員訓練の内容を習得し、それぞれの職業訓練等の修了の
要件を満たしていると認められる場合、公共職業能力開発施設の長、職業能力開発
総合大学校の長及び職業訓練法人は、当該準ずる訓練を修了した者に対して、修了
証書を交付することができることを明確にすること。また、修了証書の記載事項に
ついて定めた規則第 29 条の 3 及び第 36 条の 12 について、この場合も準用するこ
と。

また、規則には、普通職業訓練（普通課程又は短期課程）、高度職業訓練（応用
課程、専門課程、特定応用課程又は特定専門課程）又は指導員養成訓練（長期養成
課程又は短期養成課程）を修了した者が技能検定を受ける場合の受検資格や試験の
一部免除を定める規定があるところ、準ずる訓練を受ける者のうち修了証書を交付
された者が技能検定を受ける場合にも、当該規定が適用されることを明確にするこ
と。

第 3 施行期日

改正省令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行されること。

第 4 運用上の留意点

1 準ずる訓練の実施について

準ずる訓練の実施に当たっては、雇用保険の被保険者や被保険者であった者等（以
下「被保険者等」という。）を対象とする訓練と別に設定する必要はなく、法第 92
条各号に掲げる者は、被保険者等とともに訓練を受講できること。

2 訓練生の募集について

法第 92 条各号に掲げる者の募集に当たっては、公共職業能力開発施設等が、過去
の定員充足状況等を勘案しつつ、業務の遂行に支障が生じるかどうか実情に応じた
判断を行い、適時適切に行うものとする。

3 技能照査の実施について

法第 92 条に定める職業訓練に準ずる訓練を受ける者に対する技能照査の実施に
当たっては、技能照査実施要領（平成 10 年 6 月 29 日付け能発第 162 号）に定め
るところにより実施すること。